

鹿児島県告示第45号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和4年1月18日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	大島郡与論町	令和3年12月27日

鹿児島県告示第46号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年1月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 起業者の名称
知名町
- 2 事業の種類
知名町庁舎建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
鹿児島県大島郡知名町大字知名字阿賀利宗，字淵之俣及び字モキ地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
知名町庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は，法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に供する施設に該当する。
したがって，本件事業は，法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業は，知名町議会の議決を経て予算財源措置を講じていることから，起業者である知名町は，本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。
したがって，本件事業は，法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
ア 得られる公共の利益
現庁舎（昭和38年竣工）は，老朽化が著しく耐震化が未実施であることから，災害発生時における住民支援及び復旧・復興対策の拠点となる庁舎として機能不足であり，防災機能の強化が喫緊の課題となっている。
また，防災機能の問題点だけでなく，バリアフリーなどユニバーサルデザイン非対応の庁舎構造，執務室の狭あい及び窓口の分散に伴う利便性の低下並びに業務の非効率化といった問題も生じている。
こうした課題に対応するため，新庁舎を被災の可能性を最大限抑制する構造とすることで，災害時に防災拠点機能を発揮し，業務継続計画に基づいた復旧及び復興対応業務に早急に取り組むことを可能にし，新庁舎と近接する指定緊急避難場所（おきえらぶ文化ホール）と併せた拡張性のある弾力的な避難所運用が可能となる。
また，多種多様な要素を持ったユーザーを対象とするインクルーシブデザインを図った設計や，利用者動線を考慮した窓口の配置により，誰もが利用しやすい庁舎となることが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、任意で知名町教育委員会が起業地内の調査を行った結果、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における希少な野生動植物の生息及び植生の存在は確認されておらず、本件事業の施行による環境への影響は少ない。

また、文化財については、知名町教育委員会が調査を行った結果、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地の存在は確認されなかった。起業者は、今後工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見した際には同法第97条の規定に基づき知名町教育委員会に通知の上、協議することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、①防災拠点及び災害応急活動施設として機能を発揮できること、②自動車や公共バスのアクセスを考慮した駐車場確保及び将来的な施設の集約化等を見据えた弾力的な運用を可能とする立地であること、③庁舎建設費用のほか、維持管理費用及びランニングコスト等の将来的な負担を考慮した経済的合理性が図られること、④自然エネルギー及び省エネルギー等の活用により環境負担への軽減が図られること、⑤周辺の公共施設との連携により利用者の利便性向上に寄与するものであることを基本条件として、3つの候補地を総合的に比較検討し、起業地として選定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、現庁舎は老朽化が著しく耐震化が未実施であることから、地震等の災害によって損壊又は倒壊し、防災拠点としての機能を果たすことができなくなる危険性を有するだけでなく、ユニバーサルデザイン非対応の庁舎構造、執務室の狭あい及び窓口の分散により、利便性の低下及び業務の非効率化の問題が生じている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

知名町役場総務課

北薩地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年1月18日